

第3回大町市水道事業等経営審議会 議事録

日時 令和8年4月23日（木）

午後1時30分から

場所 大町市役所 東大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員及び事務局の自己紹介 【資料1】

4 大町市水道事業等経営審議会について 【資料2】

5 審議事項

諮問2. 水道事業と公営簡易水道事業の統合と水道料について

(1) 審議会経過及び審議日程について 【資料3】

(2) 水道事業と公営簡易水道事業の現状について

① 水道料金について 【資料4、水道ビジョン】

② 経営状況について 【資料5】

6 その他

(1) 次回開催日について（令和8年5月27日（水））

(2) その他

7 閉会

○出席委員（敬称略） 11名

塩入博仁	丸山充茂	内川 亨	中島喜一	伊藤賢市	北澤貴美子
内山重喜	松田邦正	高橋知征	川井伸夫	佐藤勝利	

○欠席委員（敬称略） 3名

古畑永典 小林治男 大厩一裕

○事務局

平林建設水道部長	海川上下水道課長	佐藤課長補佐兼企画業務係長
遠山課長補佐兼経理係長	今溝課長補佐兼施設係長	傘木企画業務係企画員
丸山企画業務係主査	宮下経理係主任	土屋経営係主事

《開会 午後1時30分》

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員及び事務局の自己紹介 【資料1】

4 大町市水道事業等経営審議会について 【資料2】

企画業務係長：お手元の資料2をご覧ください。1ページ目の審議会条例の概要について説明いたします。

第1条、地方公営企業法に基づき、大町市の水道・下水道事業等の運営を審議するため、本審議会を設置する旨が定められています。

第2条、本審議会は、管理者である市長の諮問に応じ、以下の事項を調査・審議します。

- (1) 上下水道事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金および簡易水道料金
- (3) 公共下水道および農業集落排水施設の使用料
- (4) その他、管理者（市長）が必要と認める事項

今回の審議会では、主に（1）と（2）の、水道事業に関する重要な事項と料金についてご審議いただきます。

第3条、委員は15人以内で組織されます。現在の構成は以下のとおりです。

- (1) 公共的団体等の代表者、11名
- (2) 専門的な知識を持つ有識者、3名
- (3) 公募による市民は一昨年度に応募がなかったため、今回は選出されておられません。

現在審議会は14名で組織されております。

第4条、委員の任期は3年です。ただし、委員が交代した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間となります。皆様の任期満了日は、令和9年3月21日です。

第5条、会長は委員の互選により選出されます。当審議会では、松田委員に会長をお願いしております。また、会長の職務代理者を置くことになっており、内山委員をお願いしております。

第6条、会議の議長は会長が務めます。また、会議は委員の過半数が出席しなければ開催できません。本日は、委員14名のうち11名にご出席いただいておりますので、本審議会は成立いたします。続いて、裏面の2ページをご覧ください。

第7条は関係者の出席、第8条は庶務に関する規定です。本審議会の庶務は、建設水道部上下水道課が担当いたします。審議会条例につきましては以上になります。続きまして、2枚目3ページをご覧ください。審議会の情報公開について説明いたします。大町市では、審議会の公開に関する統ルールはなく、各審議会で判断することになっています。当審議会では大町市情報公開条例に基づき、昨年度に引き続き、以下のとおり取り扱いをします。

1の傍聴について、原則としてどなたでも傍聴を認めますが、審議に入る際はご退席いただくことになります。2の資料・議事録の公開時期について、公文書公開請求があった場合でも、審議の途中では公開いたしません。市長への答申が終了した後に、全て公開する取り扱いとします。3の議事録の公開内容について、公開する議事録では、委員の皆様のお名前を「A委員」「B委員」といった形で仮名表記とします。

議事録の作成は、以下の手順で進めさせていただきます。審議会終了後、事務局で議事録案を作成します。委員の皆様には議事録案を送付し、内容をご確認いただきます。皆様からの加筆・修正等のご意見を反映させ、正式な議事録とします。完成した議事録は、次回の審議会の冒頭でご承認をいただく予定です。なお、参考として資料の４ページに大町市情報公開条例の抜粋を掲載しておりますので、後ほどご一読ください。説明は以上です。

課長：それでは、５、審議事項になります。今回は、昨年９月に市長から諮問を受けました諮問２について、水道事業と公営簡易水道事業の統合と水道料について、答申に向け審議を進めます。それでは条例第６条により、進行につきましては会長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長：ここから審議に入りますが、順を追って説明いたしますので、各説明の後に質問の時間を設けますのでお願いいたします。（１）審議会経過及び審議日程について、事務局より説明をお願いします。

企画業務係長：お手元の資料３をご覧ください。

１ページは審議会における水道料金改定の経過になります。朱書きが改定年度と内容を示しています。表の上段から、大町市水道料金審議会での審議は、平成７年度に約９．０９％、平成１１年度に１５．８％、平成１４年度の約７．０７％の値上げを実施しております。平成１４年度以降は、３年ごとに審議会を開催し、消費税率改定への対応のみで料金水準は据え置き、現在の料金体系に至っています。この表の真ん中に書いてある料金については、一般家庭１３ミリ５０ｍ³を２か月使用した場合の料金となっております。

１枚目の裏面２ページは、統合に関する審議の経過になります。表の上段は上下水道事業経営審議会、平成２６年度から令和２年度の内容で、両事業の料金統合には慎重な判断が必要とされ、簡易水道事業が地方公営企業法適用となった時点で、統合や料金体系について両事業一体で審議することを確認しております。表の中段は公営簡易水道事業経営審議会、令和元年度から令和４年度の内容となっております。簡水の審議会としては、令和元年度からスタートし、公営企業会計への移行や長期的な運営の方向性を検討し、企業会計移行後に簡易水道の経営分析を行い、その結果を踏まえて両事業の経営審議会ですべて具体的な事業運営の方向性を検討する旨を答申しています。表の下段は、一昨年の水道事業等経営審議会の内容です。合併協議会の経過、公営簡易水道事業の現状、国の施策等を踏まえ、今後の方向性を検討し、簡易水道の企業会計移行後に両事業の経営審議会ですべて具体的な方向性を検討するとの答申で一致しております。

次に２枚目の３ページと４ページは、合併当時の協議会資料になります。２枚目裏面４ページをご覧ください。上段の黄色でマーカーした箇所に、当面、上水道事業、大町地区と公営簡易水道事業、八坂・美麻地区の２本立てで運営しますが、将来的に１５年後を目途に両事業の統合を目指します、とあります。この合意事項を踏まえ、これまで審議会でも検討を進めてきました。

続いて３枚目５ページをご覧ください。これは、これまでの審議会での両事業統合の方向性を整理したものです。両事業の現状と課題は、給水収益の減少、施設更新需要の増加、適正な事業運営と持続性の確保となります。国の動向としては、区域拡大から運営基盤強

化への転換、広域連携や事業統合の推進が示されております。合併時の調整内容として、将来的な事業統合の方向性と料金水準の格差が挙げられています。以上を踏まえ、大町市水道事業として検討すべき課題は、

①統合による経営の一本化・管理の一体化等による運営基盤の強化

②同一行政区域内における地域料金格差の解消、の2点となります。

これまで上水道・簡易水道の両審議会では統合等の具体的方向性には至っていませんが、いずれも簡易水道事業の企業会計移行後に経営分析を行い、その結果を踏まえて両事業の経営審議会では統合等の具体的方向性を検討する旨を答申しています。今回の本審議会は、その具体的方向性を検討する場となりますので、よろしくお願いします。

続いて、裏面6ページをご覧ください。審議会のスケジュールになります。昨年9月の第1回審議会では、市長から2つの諮問があり、諮問1の公共下水道および農業集落排水施設の使用料については、2回の審議会を経て11月に答申しました。当初、第3回は本年1月開催を予定していましたが、委員の交代が1から3月に重なったこと、また審議の基礎資料となります水道ビジョンの改定が3月に完了したことから、本日の開催になり期間が空いてしまったこととお詫びいたします。本日第3回は、審議経過および日程の確認、並びに両事業の現状確認を行います。次回、第4回は5月下旬開催予定で、両事業の課題確認と、統合の具体的方向性について答申に向けた検討を行います。この4回目で、今までの課題である統合の具体的な方向を事務局から提案しますので、検討いただきたいと思います。続く、第5回は7月上旬開催予定で、両事業の収支計画の確認と、水道料金改定について答申に向けた検討を行います。この5回目は、令和9年度から11年度までの料金算定期間を設け、算定期間内の料金体系を検討していただき方向性を決めていただきます。続く、第6回は8月上旬開催予定で、答申に向けた最終確認を行います。現時点では9月上旬に答申を予定していますが、審議の状況に応じて開催回数を増やすこともできますので、よろしくお願いします。以上で説明を終わります。

会長：ただ今、審議会経過及び審議日程について説明がありました。皆さん、何かご質問ございますか。

(質問等なし)

会長：続きまして、(2) 水道事業と公営簡易水道事業の現状について、①と②の審議事項があります。最初に①水道料金について、説明をお願いします。

企画業務係長：お手元の資料4をご覧ください。

1 ページ目上の表は、平成18年の合併前後の地区ごとの水道料金になります。1 か月10 m³までの基本料金は、いずれの地区も合併前後で変更はございません。超過料金については、八坂地区は美麻地区と合わせ1 m³当たり税抜き150円としております。なお、合併前にあった量水器使用料については、大町地区に合わせ、合併後に八坂、美麻地区は廃止しております。

続いて、中段の表は上水道大町地区の水道料金表です。1 か月10 m³までの基本水量を設け、口径ごとに基本料金を設定しています。基本水量を超える超過料金は、1 m³当たり税抜き140円です。口径13ミリのメーターで2か月に50 m³を使用した場合、計算例では

水道料金は7,260円になります。

続いて、下段の表は簡易水道、八坂・美麻地区の水道料金表です。1か月10m³までの基本水量を設け、上水道と異なり口径による区分はなく、一律1,700円としております。基本水量を超える超過料金は、1m³当たり税抜150円です。口径13ミリのメーターで2か月に50m³を使用した場合、計算例では水道料金は8,690円になります。大町市では、上水道と簡易水道の2つの事業が別々に運営されており、同一行政内で水道料金に格差が生じております。

裏面の2ページ目をご覧ください。県内19市と大北地域の水道料金の比較表になります。上段の表、県内19市の中では、大町市と異なり、基本料金に基本水量を設けていない市が多く見られます。一般家庭の平均的な1か月当たり20～30m³の使用量で比較すると、大町市は県内で4番目に料金が安いことが分かります。料金の右側の赤い数字は、県内で料金が低い順に順位を示しています。なお、最近の県内の動向として、上田市は令和7年4月から水道料金を平均18.5%値上げ、松本市は令和8年4月から平均約20%値上げを実施しております。下段の表の大北地域でも、大町市の料金が最も低い水準です。大北地域内では、白馬村が令和7年1月に平均30%の値上げを実施しております。この表の中で見えますように、大町市は県内でも比較的低い水準、大北地域では一番低い水準となっておりますので、またご参考にしてください。

今回お配りしました、水道ビジョンの中では、令和15年度までの人口予測から料金収入を予測し、また、課題に対応する施設整備等の支出から、今後どのくらいの料金収入が必要か推測しております。本日はまず、料金や経営状況の現状を把握いただき、次回から水道ビジョンに示された課題や水道事業が目指す目標に対し、今後の投資計画など含め、審議会でご検討いただく料金算定期間である、令和9年から11年度までについて次回以降にご審議いただきますので、この水道ビジョンを一読いただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

会長：ただ今、水道料金について説明がありました。皆さん、何かご質問ございますか。
(質問等なし)

会長：続きまして、②経営状況について、説明をお願いします。

経理係長：それでは、大町市水道事業及び大町市公営簡易水道事業の経営状況について、資料5に基づきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。本日の資料では、難しい会計の話を細かく見ていただくというより、まず、1の損益計算書については、1年間の経営が赤字だったのか黒字だったのか、次に、2の経営指標については、水道料金でどのくらい事業費をまかなえているのか、この2点を中心にご確認いただければと思います。

2ページをご覧ください。まず、損益計算書についてです。損益計算書という言葉は少し専門的に見えますが、簡単に言いますと、1年間で入ってきたお金と出ていったお金を比較して、最終的に利益が出たかどうかを見る経営の成績表となっております。ご家庭でいえば、1年間の家計簿をまとめたもの、と考えていただくと分かりやすいと思います。

3ページをご覧ください。はじめに、水道事業についてです。令和6年度決算では、最終

的な利益、いわゆる当期純利益は8,506万2千円となっており、決算上は黒字となっております。ただし、ここでご確認いただきたいのは、水道料金だけで十分に成り立っているわけではないという点でございます。資料では、皆さまからいただく水道料金収入、つまり給水収益が3億8,584万9千円であるのに対し、維持管理費は4億2,918万6千円となっており、料金収入だけでは日々の維持管理費をまかないきれていない状況となっております。一方で、長期前受金戻入や原水供給収益、その他収益などもあるため、全体としては黒字になっている、というのが現時点での水道事業の状況でございます。

4ページをご覧ください。次に、簡易水道事業についてです。こちら令和6年度決算では、当期純利益は2,125万5千円と、決算上は黒字となっております。しかし、内訳を見ますと、水道事業よりもさらに厳しい状況となっております。簡易水道事業の給水収益、つまり料金収入は3,308万4千円ですが、維持管理費は1億7,353万5千円となっており、料金収入だけでは必要な費用をまかないきれず、大幅に収入が不足している状況となっております。その不足分を支えているのが、一般会計からの繰入金、資料の他会計補助金の1億691万7千円となっており、資料にもありますように、これは給水収益のおよそ3倍となっております。つまり、簡易水道事業は、現状では一般会計からの支えがなければ事業が成り立たない構造であるということです。

5ページをご覧ください。続いて、資料の2点目、経営指標についてです。ここでは、専門用語が3つ出てまいります。水を1 m^3 、つまり1,000リットルをご家庭までお届けするのにいくらかかっているのか、そして、それに対して水道料金としていくら回収できているかをご確認いただければと思います。資料では、給水原価は、水をお届けするのににかかった費用、供給単価は、水道料金としていただいている金額、料金回収率は、水をお届けするのににかかった費用を料金でどれだけ回収できているか、を表しております。このうち、特に料金回収率は、その事業が料金収入でどの程度自立した経営ができているかを見るうえで分かりやすい指標となっております。まず、水道事業では、給水原価が150.5円、供給単価が153.42円、料金回収率が101.94%となっております。これは、水をお届けするのにかかる費用を、料金でおおむねまかなえていることを示しています。100%を少し上回っておりますので、この指標だけを見れば、水道事業は比較的、料金収入で自立できている状況といえます。一方、簡易水道事業では、給水原価が677.17円、供給単価が199.85円、料金回収率が29.51%となっております。これは、水1 m^3 をお届けするのに約677円かかっているのに対し、料金として回収できているのは約200円、割合でいえば3割弱にとどまっている状況ということです。さらに、この29.51%という数字は、資料には記載しておりませんが、令和6年度の簡易水道事業の料金回収率の全国平均56.19%と比べても、かなり低い水準となっております。つまり、大町市の簡易水道事業は、全国的に見ても、料金で費用を回収できている割合が低く、一般会計への依存度が高い状況にあるといえます。単純に比較しますと、大町市の29.51%は全国平均56.19%の約半分の水準となっております。最後に、全体をまとめますと、水道事業は、決算上は黒字であり、料金回収率も100%を上回っておりますが、料金収入だけでは余裕があると言えない状況となっております。また、簡易水道事業は、決算上は黒字ではあるものの、その黒字は一般会計からの補助に大きく支えられており、料金回収率も全国平均を大きく下回っている状況となっております。したがって、今後の審議にあたりましては、水道事業と簡易水道事業では経営の厳しさが異なっていること、そして、特に簡易水道事業は

料金だけでは支えきれない構造であることをご理解いただくことが必要であると考えております。説明は以上でございます。

会長：ただ今、経営状況について説明がありました。皆さん、何かご質問ありますか。
(質問等なし)

会長：それでは本日説明がありました全ての事項について、ご質問があったらお受けいたします。

A委員：今後の会議で出てくるかもしれませんが、2点確認をさせてください。資料3ページの、みんなで創る新しいまちの中で、15年後を目途に統合を目指しますという資料なんですが、これを作成されたのはいつになりますか。

課長：これは合併する直前の、協議が済んだ最終段階、年度で言いますと、平成18年1月1日に合併しておりますので、平成17年度中にこれができ上がり、そこに記載された内容を示しているということになります。

A委員：もう1点なんですが、これもちょっと後で出てくるかもしれませんが、資料4の料金の関係で参考までに教えていただきたいんですが、これ松本市の比較だとかいろいろな市町村との比較が出てきたんですけども、参考までに松本市も、松本市と安曇野だとか山間部を持ってるんですけども、その辺の料金格差みたいなものがあるのか、その辺が分かったら教えていただきたい。

企画業務係長：お答えいたします。松本市、今載っているものについてはあくまでも上水道事業で行っている料金表になります。確か私の記憶の中でも、松本市さん、たくさんの所と合併していて、旧安曇村とかそういったところの料金というのは、確か大町の簡水と同じような形で、別料金で届けていたと思われます。金額までは分かりませんが、確かに、この水準よりはだいぶ高い金額だったと記憶しておりますので、またこちらの方で調べて、何かあれば、お伝えしたいと思いますのでお願いします。

会長：他に何かご質問ございますか。説明が非常に早いので、なかなかついていけないかもしれないのでどんどん質問してください。それでは、ご質問が無いようですので、本日説明のありました審議事項について、皆さんのご意見を踏まえ、次回の審議会で更に検討を進め、両事業の統合や料金について審議を進めていきたいと思っております。本日はご協力ありがとうございました。

課長：ありがとうございました。6、その他、次回開催日についてでございます。こちらにも記載がございますが、次回開催日につきましては5月27日(水)午後1時30分から当会場におきまして開催を予定しておりますが、ご都合いかがでしょうか。

B委員：その日は欠席させていただきます。

A委員：私も別の会議が入っておりますので。

企画業務係長：そうすれば、こちらの方で事前に開催通知は出しますので、その中でまた改めてご返事をいただければと思います。もし半数以上の方が欠席される場合であれば、また別の日ということで、日にちを変えて、段取りをしますので、よろしくお願いいたします。

C委員：日付はいいんですけども、できたら30分遅らせて、2時にしてもらえればありがたいです。

課長：今のところ、ご都合悪い方は、お二人以外でいらっしゃいますでしょうか。

D委員：多分埋まると思うんですが、今の時点で分からないので。長期の予定が入ってくるのが来週になるので。

課長：できれば本日、開催日を決定させていただきたいと思いますので、5月27日水曜日の午後2時からという形でよろしいでしょうか。では、申し訳ございませんが、ご都合の悪い方は欠席のご通知をいただくようお願いしたいと思いますので、開催についてはこの日でお決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは(2)その他でございます。

企画業務係長：本日お配りしました資料と合わせてファイルに閉じてありますが、このファイルに、これから第4回第5回と繋がっていく資料を綴っていただいて、会議の際はファイルを必ず持ってきていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

課長：事務局からは以上でございます。最後に皆様の方から何かあればご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(特になし)

7 閉会